

第2期和光市地域公共交通計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

本要領は、和光市（以下「本市」という。）が令和8年度中に策定を予定している第2期和光市地域公共交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）について、最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

第2期和光市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙1「第2期和光市地域公共交通計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」及び別紙2「第2期和光市地域公共交通計画策定スケジュール（案）」のとおり。なお、仕様書内で規定した業務の内容は、本業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

(4) 委託料上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 実施スケジュール

本プロポーザルは以下の表に提示するスケジュールで実施する。

内容	日程
実施要領等の公表・配布	令和8年4月28日（火）
質問書提出期限	令和8年5月8日（金）正午まで
質問に対する回答の通知	令和8年5月15日（金）
参加申込書及び企画提案書等提出期限	令和8年5月25日（月）正午まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年6月1日（月）
審査結果の通知	令和8年6月中旬（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）

※上記のスケジュールは都合により変更となる場合がある。スケジュールの変更が生じた場合は、適宜和光市ホームページで案内する。

4 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加できる者は、参加申込書提出時点で、次に掲げる要件の全てを

満たす法人とする。なお、複数の事業者による提案は認めないものとする。

- (1) 仕様書に定める業務について確実に遂行する能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 過去2年間に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は過去6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出している者でないこと。
- (7) 下請代金の支払いの遅延、特定資材等の購入の強制等、下請関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (8) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から本市に通報があった者でないこと。

5 質疑応答

本業務のプロポーザルについて質疑がある場合は、下記の提出期限までに質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭での質疑は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 提出期限 令和8年5月8日（金） 正午（必着）
- (3) 提出方法 電子メール

※件名は、「質問：第2期和光市地域公共交通計画策定支援業務（事業者名）」とすること。

- (4) 提出先 和光市都市整備部公共交通政策室（「12 問い合わせ先」のとおり）
- (5) 質問の回答

質問に対する回答については一括して取りまとめ、令和8年5月15日（金）に和光市ホームページにて公開する。なお、回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとし、当該回答への再質問は認めない。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 会社概要書（様式3）
- ③ 業務実績調書（様式4）

- ・業務実績について、契約書の写し又はテクリスの登録確認書を提出すること。
- ④ 配置予定者調書（様式５）
- ・配置予定技術者１名につき、１枚に記載すること（両面印刷可）。
 - ・保有資格等を記載し、保有資格者証の写し、雇用関係を証明する書類（保険証等）の写しを添付すること。
- ⑤ 企画提案書（様式６）
- ・業務実施方針及び業務工程表、事務局が指定する各テーマについて、具体的に記載すること。なお、各項目の記載方法は任意とする。
 - ・記載欄の枠は必要に応じて調整を可とするが、業務実施方針及び業務工程表はそれぞれＡ４版１枚、１テーマあたりＡ４版２枚以内（両面印刷の場合は１枚）にまとめること。
 - ・必要に応じて図表を用い、明瞭に記載すること。
- ⑥ 見積書（様式７）
- ・本要領にて記載の委託料上限額の範囲内で作成し、追加や別途の経費が生じないよう見積額を提示すること。
 - ・内訳書、経費計算書（任意様式）を添付すること。
- ⑦ 納税証明書
- (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）＜写し可＞
 - ・税務署が発行したもので、申込日前３か月以内のものとする。
 - (イ) 法人市民税の納税証明書＜写し可＞
 - ・申請する事業者が和光市内にある場合に提出すること。
 - ・直近１年分の納税証明で、申込日前３か月以内に交付されたものとする。
- ※提出書類の文字サイズは１０．５ポイント以上とすること。（添付書類は除く。）
- (2) 提出期限 令和８年５月２５日（月） 正午（必着）
- (3) 提出部数 正本：１部（①～⑦） 副本：６部（⑤）
- ※左側２か所をステープラーで止めること。
- ※副本には提案者を特定することができる内容は記載しないこと。
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- ・郵送による提出の場合、提出締切日必着とし、配達完了が確認できる方式により提出すること。
 - ・持参による提出の場合、受付時間は開庁時間（土日祝日を除く午前８時３０分～午後５時１５分）に限る。
 - ・提出書類は書面で提出するほか、電子データを電子メールで提出すること。（令和８年５月２５日（月）午後３時まで（必着））
 - ・提出先 和光市都市整備部公共交通政策室（「１２ 問い合わせ先」のとおり）

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和８年６月１日（月）（日時等詳細については、参加者へ別途通知する。）

(2) 場所 和光市役所

(3) 実施時間

35分以内（準備5分以内、説明10分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内）

(4) 注意事項

- ・プレゼンテーションにおいて口頭等で追加提案した事項については、企画提案の内容を含むものとする。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、パソコンやプロジェクター等による説明は許可する。その際、プロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブルは本市が用意するが、パソコン等その他に必要な機器は出席者が用意すること。
- ・プレゼンテーションには配置予定技術者が出席することとし、出席人数は、1社あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、非公開とする。

8 選定方法

審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき評価するものとする。審査は、事前書類審査及びプレゼンテーション審査で行い、事前書類審査の上位5者に対してプレゼンテーション審査を行う。ただし、提案者が6者に満たない場合は、提案者全てを対象にプレゼンテーション審査を行う。

(1) 事前書類審査

審査は、提出資料に基づき実施し、評価項目ごとに評価点を算出する。評価点の合計点を提案者の評価点とし、その上位5者をプレゼンテーション審査対象者とする。なお、事前書類調査を実施した場合は、審査結果を書面にて通知する。

事前書類審査評価基準

審査基準		
評価項目	評価事項	評価点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 類似業務の実績や成果を有しているか・ 十分な知識や経験を有した人員が配置されているか	20
参考見積	評価点 = (最低見積金額 / 当該見積金額) × 10 ※少数第一位を四捨五入する	10
合計		30

(2) プレゼンテーション審査

審査にあたっては、事務局による事前書類審査及び選定委員（5名）による企画提案書、プレゼンテーションの評価点の合計点に基づいて順位をつけ、最も高い評価を得た提案者を優先交渉権者とし、次点の提案者を次席者として特定する。なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し、その評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者とし

て特定せず、該当者なしとする。

企画提案書及びプレゼンテーションの評価については、下記に定める企画提案評価基準に基づき、和光市地域公共交通政策に関する事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員がそれぞれ採点を行う。

企画提案評価基準（配点は選定委員1人あたりの数字）

審査基準		
評価項目	評価事項	評価点
企画提案	下記の各項目に対する提案内容を評価する (1) 業務実施方針 (2) 現状分析や課題整理に関する提案 (3) 現状分析や課題整理を踏まえた計画策定方針 (4) 独自の提案事項	90
プレゼンテーション	・ プレゼンテーションは論理的かつ説得力ある内容か ・ 質疑への対応は明快であるか ・ 本業務への主体的かつ積極的な取組姿勢はあるか	10
合計		100

9 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの。（郵送の場合は締切日必着）
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積額または見積額の積算根拠が不明なもの。
- (6) 見積額が委託料上限額を上回るもの。
- (7) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選定委員会の委員が認めるもの。

10 契約の締結

優先交渉権者より提出された企画提案書を基に協議を行い、仕様を確定させた上で業務実施に係る契約を締結する。

11 その他の留意事項

- (1) 本業務のプロポーザルに関する書類の作成及び提出、協議に係る費用は、全て参加者側の負担とする。
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した参加辞退届（様式8）を提出

すること。

- (3) 全ての提出書類は提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (4) 全ての提出書類は本プロポーザル以外に使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として扱う。
- (5) 提出された企画提案書等は、第2期和光市地域公共交通計画策定支援業務に係るプロポーザル実施のための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 本業務のプロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て、問い合わせ等には一切応じない。
- (9) 全ての提出書類について返却は行わない。また、選定委員会の審査等にあたり必要に応じて提出書類の複製を作成する場合があるので、複製に対する制限はないものとする。

1 2 問い合わせ先（書類等提出先）

和光市都市整備部公共交通政策室

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話：048-424-9135

FAX：048-464-5577

Email：e0800@city.wako.lg.jp